序 章 計画のあらまし	

# 序 章 計画のあらまし

# 1 都市計画マスタープランの位置づけと概要

# (1) 都市計画マスタープランと位置づけ

## 1)都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、「市町村総合計画」や都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などに即し、まちづくりの基本的な方向を示すものです。

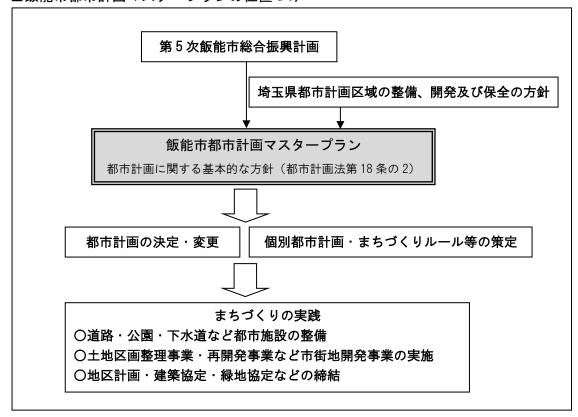
# 2) 飯能市都市計画マスタープランの位置づけ

「飯能市都市計画マスタープラン」は、「第5次飯能市総合振興計画」(平成28年)や、「埼玉県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、おおむね20年後の飯能市を見据え、都市計画の観点からみた長期的・総合的なまちづくり計画として位置づけられています。

今後、飯能市が行うまちづくりに関連する計画や事業などは、このマスタープランに沿って定められることになり、都市計画の決定・変更、各種まちづくり事業の実施、地域のまちづくりルールなどを定める際の指針として、さらに、市民・事業者・行政が共有する「まちづくり指針」としての役割を果たします。

飯能市都市計画マスタープランは、「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」 を実感できるまちづくりの実現に向け、本市の将来像やまちづくりの基本的な方向 をわかりやすく示しています。

## ■飯能市都市計画マスタープランの位置づけ





# (2) 都市計画マスタープランの概要

## 1) 対象区域

飯能市都市計画マスタープランは、都市計画区域(50.14 km²・行政区域の約26%) を前提に策定する計画ですが、都市と自然との関わり、また、地域の特性を生かしたまちづくりの必要性などを考慮し、都市計画区域外も含めた行政区域全体(193.05 km²)を対象とします。

## 2)目標年次

飯能市都市計画マスタープランは、将来の都市の姿を描き、長期的、継続的な方向として本市の都市計画の内容を先導する役割を持つものです。

このため、平成29年度(2017年)からおおむね20年後の平成47年度(2035年)を目標とした計画とし、中間年度として「第5次飯能市総合振興計画」の最終年度である平成37年度(2025年)を設定しますが、社会情勢の変化などを考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

■中間年度:平成37年度(2025年度)

■目標年度:平成47年度(2035年度)

## 3) 人口フレーム

本市の人口は、平成 27 年 (2015 年) 1 月 1 日現在で 80,829 人 (住民基本台帳) ですが、平成 12 年 (2000 年) の 85,886 人 (旧名栗村人口を含む) をピークに、減少傾向にあります。「第 5 次飯能市総合振興計画」による推計では、中間年度に当たる平成 37 年 (2025 年) は、約 76,000 人と見込まれます。

人口の減少は、持続的な市政運営に影響を与えるだけでなく、地域コミュニティの弱体化や地域経済の低下など様々なマイナス要因が懸念されます。また、本市は、 平成26年(2014年)5月に日本創成会議から消滅可能性都市の一つに挙げられ、生産年齢人口の減少、特に「若い女性の人口」の減少が喫緊の課題となっています。

本都市計画マスタープランでは、施策の戦略的改善や「選択と集中」を進め、政策・施策効果の最大化を図り、平成37年(2025年)の目標人口を80,000人と設定します。

# 4)都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、次に示すように大きく「全体構想」、「地区別構想」 と計画を推進するための「実現に向けて」の3つの項目から構成されます。

「全体構想」では、飯能市のあるべき姿を将来像として示し、全体のまちづくりの方向を「分野別まちづくり方針」として示しています。「地区別構想」は、8つの地区ごとに身近なまちづくり方針を、「実現に向けて」は、目標としたまちづくりの実現に向けた今後取り組むべき内容をそれぞれ示しています。



## ■飯能市都市計画マスタープランの構成

#### 序 章 計画のあらまし

都市計画マスタープランの位置づけと概要、策定体制と経緯を示しています。

## 第1章 飯能市の概況

都市計画マスタープラン策定の前提となる都市の現況を整理するとともに、市民などの 意向を示して、都市の現状、課題を明らかにしています。

#### 第2章 全体構想

市全体のまちづくりの基本理念や将来都市像などをもとに、5つの分野別に方針を定めています。

- ①土地利用の方針
- ②交通体系の方針
- ③水と緑のまちづくりの方針
- ④景観に配慮したまちづくりの方針
- ⑤安心・安全なまちづくりの方針

#### 第3章 地区別構想

地区別構想は、市内を8地区に区分し、各地区の特性·課題をふまえた、まちづくりの目標、方針を定めています。

- ①飯能地区
- ②精明地区
- ③加治地区
- ④南高麗地区
- ⑤吾野地区
- ⑥東吾野地区
- ⑦原市場地区
- 8名栗地区

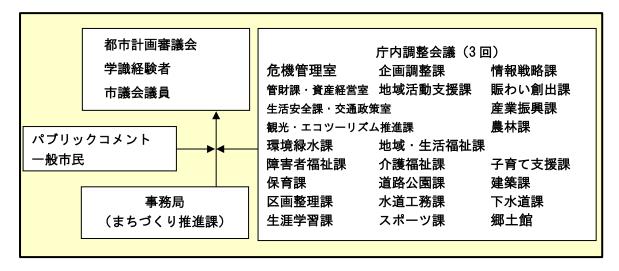
## 第4章 実現に向けて

都市計画マスタープランを具体的なまちづくりに反映させるため、その基本的な考え方 を示しています。

# 2 都市計画マスタープランの改訂体制と経緯

飯能市都市計画マスタープランの改訂にあたっては、住民の意向を取り入れるために「第5次飯能市総合振興計画」策定の際に行った、住民意向調査を活用します。また、市民と行政の協働によるまちづくりを実践する体制とするため、以下のような組織とメンバーにより検討を進めました。

【都市計画審議会】 飯能市都市計画マスタープラン案の諮問、答申 【庁内調整会議】 飯能市都市計画マスタープラン素案の調整



### ■改訂の経緯

- CV 11 42 11-4				
年月日	内 容			
平成 28 年 11 月 7 日	   第1回庁内調整会議 	全体構想素案の調整		
平成 28 年 12 月 22 日	第2回庁内調整会議	地区別構想素案・実現方策素案の調 整		
平成 29 年 2 月 22 日	第3回庁内調整会議	飯能市都市計画マスタープラン素 案の調整		
平成 29 年 2 月 24 日~3 月 7 日	パブリックコメント	飯能市都市計画マスタープラン素 案についての意見募集		
平成 29 年 3 月 28 日	飯能市都市計画審議会	飯能市都市計画マスタープラン案 の諮問、答申		

# 3 第5次飯能市総合振興計画の概要(計画期間: 平成28年度~平成37年度)

本計画は、市の将来都市像と市政運営の基本的方向を明らかにしています。

#### 1 まちづくりの基本理念

- (1) 水と緑の交流によるまちづくりの新機軸(自然との新たな共存・共生スタイルの創造)
- (2) 魅力・交流・賑わい創造と経済の好循環(一体的な魅力創造と経済の好循環)
- (3) 子ども、若者の夢・未来を育む(子どもと若者の明るい夢と未来を育む)
- (4) 市民総力による自立的なまちづくり(協働に磨きをかけた自立的な政策経営)
- ●将来都市像 「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」

本市の最大の特徴である、都心に近く、身近で豊かな自然という良好な環境を生かし、多くの 人が自然との触れ合いを求めて訪れる集客の仕組みや基盤づくりを進めると同時に、積極的な 人口流入策を講じ、コンパクトに都市機能が整い若者が集うまち、魅力ある居住環境のあるま ち、趣と風格のあるまちの創生を市民・企業等と連携して戦略的に展開します。これらを通して、 首都圏をはじめ内外からも多くの人が訪れ、住みたい気持ちを誘われる、ひと・まち・地域がいき いき元気で賑わう、求心力のあるオンリーワン、ナンバーワンの森林文化都市を目指します。

●目標人口 平成 37 年:80,000 人

#### 2 まちづくりの基本目標

- (1) 水と緑の交流を活力に生かすまち(魅力・交流・賑わいと活力を創る)
- (2) 子どもの夢・未来をつなぎ市民の豊かな生涯を支援するまち(子どもの育成と市民の生きがいを支える)
- (3) 支え合いによる健康で安心・安全に暮らすまち(健康都市づくり・安心安全なまちづくり)
- (4) 快適な生活環境が整うまち(快適な生活環境を創る)
- (5) 新しい時代への自立・協働とイノベーションのまち(協働とイノベーションによる持続可能な 行政経営)

#### 3 シンボルプロジェクト

- (1) オンリーワンの森林文化都市創造プロジェクト
  - ①新たな森林文化の創造
  - ②自然と共存・共生するライフスタイルの創造と発信
  - ③林業・木材業の再生に向けた仕組みの構築

- (2) 交流・賑わいによる経済好循環創造プロジェクト
  - ①魅了する観光の創出
  - ②中心市街地の賑わいづくり
  - ③山間地域でのビジネスの好循環づくり
- (3) 子ども、若者の夢・未来創造プロジェクト
  - ①子ども・子育て未来チャレンジ
  - ②若者・女性の未来応援
  - ③未来に向けた支え合いの社会づくり
  - 4)各世代が共に支え合う地域社会づくり
- (4) グローバルなシティプロモーション推進プロジェクト
  - ①飯能のブランド化の推進
  - ②都市間交流の推進・企業力との連携
  - ③ICT活用による多様な情報発信

#### 4 土地利用の基本方針

土地利用に当たっては、「人と自然が共存・共生し、地域の特性が将来にわたって有効に生きる土地利用」の基本理念に基づき、自然環境の保全をはじめ、歴史的・文化的な蓄積や環境、 景観の継承と新たな活用ステージや空間等の創造、災害への対応や公害の防止に努めます。

特に、新たに「水と緑の交流」を今後におけるまちづくりの新機軸として行政経営のシフト転換を図り、本市の新たな賑わい拠点づくりを核として、市の活性化と地域コミュニティの再生を目指すため、次の基本方針に基づき有機的な土地利用を図ります。

#### (1) 交流拠点を活性化の核とする土地利用

交流人口の飛躍的な拡大と、現在・未来に向けて新たな飯能市の魅力や活力、賑わいを創出するため、宮沢湖周辺と「小さな発見に満ちた北欧時間の流れる森と湖 メッツァ」を交流拠点の中心的資源として、あけぼの子どもの森公園、飯能河原・天覧山周辺とを連結する回遊空間(都市回廊空間)を形成し、市街地へ、さらには市内全域へと人の流れを創出する、夢と期待の高まる誘導型の土地利用を図ります。

#### (2) 公共の福祉を優先する土地利用

土地は限りある貴重な資源です。それゆえ、公共の福祉を優先する計画的な利用を図り、その土地や地域を取り巻く自然的、社会的、経済的及び歴史・文化的諸条件に配慮

し、各種土地利用に係る制度を活用して持続可能なコミュニティの形成に向けた土地利用 を図ります。

## (3) 地域ごとの特性を生かした土地利用

市街地では商店街での買い物や来訪者等で街なかが賑わい、また、住民が楽しく散歩し、いきいきと充実した生活ができるよう、居住環境整備と魅力空間の創出を図ります。

農業地域、山間地域では、自然環境・自然景観と共存・共生し自立的な活力拠点となるような土地利用を目指します。

また、本市ならではの堅固な地盤という震災に対する強さをアピールした有効な活用も 考えるなど、地域ごとの特性を生かした土地利用を図ります。

#### (4) 戦略的な土地利用

それぞれの地域の地形や環境の特性に合わせて、その土地の機能と可能性を効果的に発揮し、自然と都市機能が調和する中に本市の活性化と発展を呼び起こすことを目指して、社会経済状況の動向と社会的ニーズを的確に捉え、既成の枠組みや考え方に刷新を加え、戦略的な土地利用を図ります。

#### 5 土地利用の方向

### (1) 市街地ゾーン

#### ①住宅地

- ○既成市街地において、基盤整備が不十分な地域については、土地区画整理事業や道路・下水道事業などを進め、良好な住宅地の形成を図ります。
- ○基盤整備が整った地域については、良好な住環境を保全するとともに、震災に強い安全・安心な住まいづくりを促進します。
- 〇一部の既成市街地については、住工混在の弊害解消を目指します。

#### ②商業地

- ○商工会議所等と連携し、商店街に商業の集積と情報インフラの整備を図り、市民や来訪者、観光客などが楽しめる便利で快適な魅力ある賑わい空間づくりを進めます。
- 〇中心商業地については、新たな交流拠点の集客力を見据え、人を呼び込める特徴と本 市ならではの魅力があふれる交流空間の形成に努めます。また、市街地内に点在する 歴史的建造物の保存と活用、西川材を生かした街並み空間の整備や歩いて楽しい商 店街づくりの促進、空き店舗の活用を図ります。
- ○交通ネットワークの要である飯能駅、東飯能駅を市街地の2つの核として位置付けます。その上で2駅を中心としたエリアでは、都市の賑わいを形成するため、経済圏及び

生活圏、周辺の土地利用の動向及び基盤整備の状況などから将来計画等を勘案して、 まちの核にふさわしい街並みの形成を図ります。

〇その他の既存の商業地については、市民生活に密着した近隣商業機能の維持を図ります。

#### ③工業地

○飯能大河原工業団地を含め、企業が立地している工業地については、引き続き工業地 としての機能維持に努めます。

## (2) 農業ゾーン

- 〇農用地区域については、農業基盤の保全を基本に、安定的な食料供給の場として、また、生活環境上の緑地的機能、大気や水環境の保全及び災害時の避難場所などの多面的機能や公益性を踏まえ、周辺の土地利用との総合的な調整を図ります。
- 〇農業振興地域における農用地を中心に収益性の高い農業の展開を進めるため、農地 の集積など優良農地の確保を図ります。
- 〇消費拡大、流通拡大を目指し、本市の地形・地質・風土を生かした地域特産農作物の栽培や付加価値の高い農作物などの生産による地域農作物のブランド向上を奨励・支援 します。
- 〇農業ゾーンにおいても、周辺地域の適正な人口維持、生活の維持・利便性向上、地域 の活性化などに向けた必要な土地活用を図ります。

#### (3) 丘陵ゾーン

- 〇緑豊かな丘陵が取り巻く環境と里地里山の自然風景を観光資源として生かし、宮沢湖 畔の新たな交流拠点となる「小さな発見に満ちた北欧時間の流れる森と湖 メッツァ」と 天覧山・飯能河原、あけぼの子どもの森公園を結ぶ回遊空間を形成し、市民や来訪者・ 観光客の安らぎと触れ合いの場としての活用を図ります。
- ○緑地の有する公益的機能や自然環境の特性を踏まえつつ、東京圏から訪れやすい、身 近で楽しい自然体験や環境学習の場として積極的な活用を図ります。
- ○天覧山・多峯主山周辺などの良好な景観を持つ緑地の保全を図るとともに、都心に近いながらも豊かな自然環境が生み出す多様な生態系の保全と回復に努めます。

## (4) 森林ゾーン

○水源林については、良質な水を供給し、豊かな生態系を形成する貴重な「恵みの資源」であるとともに、魅力ある景観であることを踏まえ、適正な保全・管理により水環境を守り、広葉樹林及び針広混交林の造成を促進します。

- ○森林の持つ二酸化炭素吸収機能、土砂災害防止機能、水源かん養機能、生態系形成機能等の発揮を維持・確保するため、森林の適切な保全・管理や循環型林業経営の構築、広葉樹林の形成を推進します。
- 〇山間地域の主要道路等の沿道エリアは、自然環境に恵まれた生活文化やゆとり・癒しを感じる環境を生かし、東京圏からの移住も視野に魅力ある居住地としての土地利用を図ります。

#### (5) 水辺とのふれあいゾーン

- ○宮沢湖エリアについては、周囲の森林や新たな自然交流型リゾート「小さな発見に満ちた北欧時間の流れる森と湖 メッツァ」と連担性のある魅力的な環境空間の形成を図るとともに、交流拠点としての集客力を市街地回遊に生かし、活性化につなげます。
- ○名栗湖エリアについては、水と緑の良好な景観を生かして地場産物販売所、観光農園 などの設置を促進し、市民の憩いと市外からの身近な観光の場としての活用を図りま す。
- ○飯能河原エリアについては、中心市街地に隣接する訪れやすい好立地条件を生かして、自然親水公園としての水辺環境の保全及び活用を図ります。
- ○吾妻峡など、多くの人々を魅了する水と緑の風景と自然環境を市内外に広くPRし、交 流人口拡大と活性化につなげるとともに、魅力ある河岸緑地の保全と活用を図ります。

#### (6) スポーツ・文教ゾーン

〇高等学校や大学などの教育機関や運動公園が集積している阿須地区内の入間川流域 周辺は、自然景観の良いスポーツ・文教ゾーンとして、引き続き良好な環境の維持・保 全を図ります。